２　前項に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

（令第九条第三項の規定による確認）

第五十二条　令第九条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該申込みをした者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

（法第十八条第三項の主務省令で定める方法）

第五十三条　法第十八条第三項の主務省令で定める方法は、第四十八条第一項第二号に掲げる方法とする。

［条を加える。］

（電話勧誘販売における契約締結時交付書面の記載事項）

第五十四条　法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二　売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名

三　売買契約又は役務提供契約の締結の年月日

四　商品名及び商品の商標又は製造者名

五　商品に型式があるときは、当該型式

六　商品の数量

七　引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九　前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

［条を加える。］

（法第十九条第三項において準用する法第十八条第二項及び第三項に係る規定の準用）

第五十五条　第四十八条から第五十三条までの規定は、法第十九条第三項において法第十八条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「法第十八条第一項」とあるのは「法第十九条第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

［条を加える。］

（電話勧誘販売における承諾等の通知）

第五十六条　法第二十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第五十七条　法第二十条第一項の規定により申込みをした者に書面により通知するときは、次に定めるところにより行わなければならない。

［一・二　略］

２　［略］

（法第二十条第一項の規定による承諾等の通知に係る電磁的方法）

第五十八条　法第二十条第二項の電磁的方法は、第四十八条第一項に掲げるものとする。

２　前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三　第四十八条第一項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。

３　販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第二十条第一項の規定による書面による通知に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

［条を加える。］

（電話勧誘販売における承諾等の通知）

第二十一条　法第二十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

第二十二条　法第二十条の規定により申込みをした者に書面により通知するときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

［一・二　同上］

２　［同上］